

目 次

第1章 東京都国民保護計画の基本	1
第1節 計画の目的・根拠	1
1 計画の目的	1
2 計画の根拠	1
3 計画に定める事項	1
(1) 国民保護措置の実施	
(2) 対処基本方針が定められる前の段階における対処	
4 その他の考慮事項	2
(1) 東京の特性や実効性に配慮	
(2) 災害対策の仕組みを最大限に活用	
5 計画の不断の見直し	2
第2節 国民保護措置に関する基本方針	4
(1) 基本的人権の尊重	
(2) 国民の権利・利益の迅速な救済	
(3) 国民に対する情報提供	
(4) 関係機関相互の連携協力の確保	
(5) 国民の協力	
(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮	
(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	
(9) 外国人への国民保護措置の適用	
第3節 都及び関係機関の事務又は業務の全体像	6
1 業務の全体像	6
2 事務又は業務の大綱	6
(1) 東京都	
(2) 区市町村	
(3) 国	
(4) 国（指定地方行政機関）	
(5) 自衛隊	
(6) 指定公共機関・指定地方公共機関	
第4節 東京の地理的・社会的特徴	11
1 地形・気候	11
(1) 地形	
(2) 気候	
2 人口	12

(1) 人口・人口密度	
(2) 都内滞在者	
(3) 外国人	
3 道路、鉄道、空港・ヘリポート及び港湾	13
(1) 道路	
(2) 鉄道	
(3) 空港・ヘリポート	
(4) 港湾	
4 政治・行政	14
(1) 首都	
(2) 行政区分	
5 経済	14
6 市街地	14
(1) 木造住宅密集地域	
(2) 超高層建築物	
(3) 大規模集客施設	
7 石油コンビナート等	15
8 貯水池	15
9 自衛隊施設	15
10 米軍基地	15
第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態	16
第1節 想定する事態類型及び事態例	16
1 基本指針で想定されている類型及び事態例	16
(1) 武力攻撃事態	
(2) 緊急処理事態	
2 本計画における留意点	17
第2節 緊急処理事態に関する読替え	19
第3章 武力攻撃事態等への対処	20
第1節 事態対処の実施体制	20
1 東京都国民保護対策本部	20
(1) 役割	
(2) 組織及び構成	
(3) 各組織の所掌事務	
(4) 都対策本部長の権限	
(5) 都対策本部の設置場所	
(6) 都対策本部の設置及び体制の確立	
(7) 都対策本部の廃止	

(8) 突発的な事態発生	
2 関係機関との連携	27
(1) 国の対策本部との連携	
(2) 国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携	
(3) 自衛隊との連携	
(4) 消防の応援等	
(5) 区市町村との連携	
(6) 指定公共機関・指定地方公共機関との連携	
(7) 他の道府県との連携	
(8) 現地連絡調整所の設置	
(9) 住民への協力要請	
(10) 自主防災組織への協力要請等	
(11) ボランティア活動への支援	
(12) 米軍への協力依頼等	
3 被災情報の収集・報告	34
4 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	35
(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	
(2) 赤十字標章等の交付及び管理	
(3) 特殊標章等の交付及び管理	
5 国民の権利・利益の救済に係る手続	37
(1) 権利・利益の迅速な救済	
(2) 文書の適切な保存	
第2節 警報等	
1 警報の通知、伝達	38
(1) 都・各機関等の役割分担	
(2) 住民がとるべき行動	
(3) 国の対策本部長による警報の発令	
(4) 都における警報の通知・伝達等	
(5) 区市町村の警報伝達に対する協力	
2 緊急通報の発令	41
(1) 知事による緊急通報の発令	
(2) 緊急通報の通知方法	
第3節 避難等	42
1 避難の指示の準備	42
(1) 住民避難に必要な資料・情報の集約	
(2) 「避難の指示」の想定	
(3) 避難のパターン	
(4) 住民運送の準備	

(5) 要配慮者（高齢者・障害者等）の把握	
(6) 避難誘導に関する準備	
(7) 超高層ビル、地下街、大規模集客施設等における避難準備の要請	
(8) 避難先地域における避難所候補の選定	
2 避難の指示	45
(1) 都・各機関等の役割分担	
(2) 住民の行動	
(3) 避難の指示のフロー	
(4) 国の対策本部長による利用指針の調整	
(5) 事態類型に応じた避難の指示上の留意点	
(6) 東京の特性に応じた避難の指示上の留意点	
(7) 避難住民の運送	
3 区市町村の避難誘導の支援	52
(1) 区市町村長の避難実施要領策定の支援	
(2) 区市町村長による避難誘導の状況の把握	
(3) 区市町村長による避難誘導への協力等	
(4) 広域的見地からの区市町村長の要請の調整	
(5) 区市町村長への避難誘導に関する指示	
(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請	
(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応	
(8) 避難住民の運送の求めに係る調整	
4 都域を越える避難	55
(1) 国からの避難措置の指示	
(2) 避難先地域の知事との協議	
(3) 避難誘導に関する調整	
5 住民避難後の地域の治安の確保等	55
6 動物の保護等に関する配慮	56
7 指定公共機関、指定地方公共機関に対する放送依頼	56
8 交通規制	57
(1) 交通状況の把握	
(2) 交通規制の実施	
(3) 緊急通行車両の確認	
(4) 交通規制等の周知徹底	
(5) 緊急交通路確保のための権限等	
(6) 関係機関等との連携	
9 島しょ地域における全島避難	59
(1) 全島避難における都及び関係機関等の役割	
(2) 全島避難の基本的な流れ	

(3) 突発的な事態への対処	
第4節 救援	65
1 救援に関する準備	65
(1) 救援措置を行うために必要な資料・情報の集約	
(2) 救援に必要な物資の推計	
(3) 物資の確保及び運送に関する準備	
(4) 「救援センター」等の設置準備	
2 救援に関する措置	67
(1) 都・各機関等の役割分担	
(2) 住民の協力	
(3) 救援の実施の概要	
(4) 救援の種類及び救援の基準	
(5) 救援の内容	
(6) 救援の実施に係る共通事項	
3 安否情報の収集・提供	77
(1) 安否情報の収集	
(2) 総務大臣に対する報告	
(3) 安否情報の提供	
(4) 個人情報の保護への配慮	
(5) 日本赤十字社に対する協力	
第5節 武力攻撃災害への対処	80
1 都・各機関等の役割分担	80
2 住民の協力等	81
(1) 発見者の通報義務等	
(2) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	
(3) 保健衛生の確保への協力	
3 関係機関の役割	82
(1) 国	
(2) 都	
(3) 区市町村	
4 応急措置等	83
(1) 退避の指示	
(2) 警戒区域の設定	
(3) 消火、救助・救急	
(4) 武力攻撃災害の兆候の通報	
(5) 武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置	
(6) 応急公用負担等	
5 生活関連等施設の安全確保等	87

(1) 生活関連等施設の安全確保	
(2) 都が管理する生活関連等施設の安全確保	
(3) 大規模集客施設の安全確保	
(4) 立入制限区域の指定の要請	
(5) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止	
(6) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	
6 保健衛生の確保その他の措置	91
(1) 保健衛生の確保	
(2) 廃棄物の処理	
(3) 文化財の保護	
7 事態類型に応じた留意事項	94
(1) 弾道ミサイル攻撃	
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 航空攻撃	
(4) 着上陸侵攻	
(5) NBC攻撃	
第6節 国民生活の安定に関する措置	97
1 都・各機関等の役割分担	97
2 ライフライン等の確保	98
(1) 都による生活基盤等の確保	
(2) 指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保	
3 生活関連物資等の価格安定	99
(1) 適切な供給等のための措置	
(2) 関係法令に基づく措置	
4 金融機関の引出し機能等の維持	100
5 避難住民等の生活安定等	101
(1) 生活再建資金の融資等	
(2) 都税の減免等	
(3) 就労状況の把握と雇用の確保	
(4) 被災児童生徒等に対する教育	
第7節 他県の避難住民等の受入れ	102
1 基本的考え方	102
2 事態への対処	103
(1) 避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担	
(2) 実施計画	
第4章 復旧等	106
第1節 応急復旧	107

1	ライフラインの応急復旧	107
2	輸送路の確保に関する応急復旧	107
3	都が管理するその他の施設及び設備等の応急復旧	107
4	国に対する支援要請	107
第2節	復旧・復興	108
1	国における復旧のための法制の整備	108
2	都が管理するライフライン等の復旧	108
3	復興対策	108
第3節	国民保護措置に要した費用の支弁等	109
1	国への負担金の請求	109
	(1) 国に対する負担金の請求方法	
	(2) 関係書類の保管	
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	109
	(1) 損失補償	
	(2) 実費弁償	
	(3) 損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補填	110
4	区市町村が国民保護措置に要した費用の支弁	110
	(1) 国に対する負担金の請求等	
	(2) 損失補償及び損害補償	
第5章	大規模なテロ等（緊急処理事態）への対処	111
第1節	発生時の対処	113
1	国による都緊急処理事態対策本部設置指定が行われている場合	113
2	都緊急処理事態対策本部設置指定が行われる前にテロ等が発生した場合	113
	(1) 危機管理対策会議における初動対応	
	(2) 都災害対策本部における総合的な対応	
	(3) 自衛隊の派遣要請	
3	都緊急処理事態対策本部への移行	116
第2節	大規模テロ等の事態例ごとの対応の留意点	117
1	攻撃対象施設等による分類	117
	(1) 危険物質等を有する施設への攻撃	
	(2) 大規模集客施設等への攻撃	
2	攻撃手段による分類	119
	(1) 大量殺傷物質による攻撃	
	(2) 攻撃手段による分類	

第6章 平素からの備え	125
第1節 体制等の構築	125
1 平素における業務	125
2 平時における危機情報の収集等	125
(1) 危機情報の収集及び共有	
(2) 警戒対応	
3 初動体制の構築	127
(1) 初動体制	
(2) 24時間即応可能な体制の確保	
(3) 職員への連絡手段の確保	
(4) 知事等が連絡不能等により指揮をとれない場合の代理	
(5) 警視庁・東京消防庁の初動体制	
4 通信連絡体制の整備	129
(1) 通信連絡系統	
(2) 通信連絡手段・システム等	
(3) 通信連絡体制の整備	
(4) 通信連絡訓練	
5 住民等への警報・避難の指示等の伝達の仕組みの整備	131
(1) 警報等の通知先等の把握	
(2) 大規模集客施設等への伝達体制の確保	
(3) 多様なメディアの活用	
(4) 放送事業者との協力	
6 情報収集・報告、提供体制の整備	133
(1) 被災情報の収集・報告に必要な体制の整備	
(2) 安否情報の収集・提供に必要な体制の整備	
7 広報体制の整備	135
(1) 警報、避難の指示、緊急通報の放送に関する準備	
(2) 都対策本部における広報体制の整備	
8 研修・訓練の実施	136
(1) 研修	
(2) 訓練	
9 関係機関との連携体制	138
(1) 国の機関との連携	
(2) 他の道府県との連携	
(3) 区市町村との連携	
(4) 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携	
(5) 米軍との連携	
(6) 自主防災組織、ボランティア団体等との連携	

(7) 大学や研究機関等との協力関係の構築	
(8) 医療機関等との連携	
(9) テロ等対策に関する関係機関等の連携協力	
第2節 避難に関する備え	146
1 避難に関する基礎的情報の収集・管理	146
2 避難施設の指定	146
(1) 指定の考え方	
(2) 避難施設の区分	
(3) 指定手続	
(4) 避難施設のデータ管理	
(5) 区市町村及び住民に対する情報提供	
(6) 避難施設の廃止・用途変更等	
3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	148
(1) 運送事業者の輸送力の把握	
(2) 輸送施設に関する情報の把握	
(3) 運送経路の把握	
(4) 避難住民等の運送体制の整備	
4 交通の確保に関する体制等の整備	149
(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画	
(2) 交通管理体制の整備	
(3) 緊急通行車両に係る確認手続	
(4) 道路管理者との連携	
5 大規模集客施設等における避難の円滑化	149
6 超高層ビルや大規模オフィス等における避難の円滑化等	150
7 区市町村に対する支援・協力	150
8 島しょ地域における全島避難	151
(1) 情報収集体制の整備	
(2) 基礎的資料の収集・整備	
(3) 警報及び避難の指示等の伝達に必要な準備	
(4) 「全島避難に関する方針」のモデルの作成	
第3節 救援に関する備え	152
1 救援に関する基礎的情報の収集・管理	152
2 物資・資材の備蓄	152
(1) 備蓄・整備する物資・資材	
(2) 国・区市町村との連携	
3 物資・資材の運送体制の整備	153
4 避難所における救援の実施のための体制整備	153
(1) 救援センターの運営マニュアルの整備	

(2) 「避難所支援本部」の設置準備	
5 被災者の救出・救助拠点の整備	153
第4節 武力攻撃災害の最小化に関する備え	155
1 武力攻撃災害の最小化に関する基礎的情報の収集・管理	155
2 生活関連等施設の管理者による安全確保体制の強化	155
(1) 施設管理者との連絡網の整備	
(2) 施設管理者に対する安全確保の留意点の通知	
(3) 施設管理者に対する要請	
(4) 都が管理する生活関連等施設の安全確保	
(5) 警視庁による助言	
(6) 警戒対応	
3 都が管理するその他の施設の安全確保	156
(1) 施設及び設備の整備・点検	
(2) 警戒対応	
4 事態類型及び事態例に応じた留意事項	157
第5節 要配慮者への支援に関する備え	158
1 災害対策における仕組みの活用等	158
2 区市町村における体制整備の支援	158
3 都・区市町村の連携の確保	158
第6節 普及・啓発	159
1 普及・啓発の方法	159
2 住民等がとるべき行動等に関する啓発	159
(1) 都民・事業者等用パンフレット・動画の活用	
(2) 武力攻撃災害の兆候に関する通報等	
(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底	
3 学校における教育	160
4 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	160
5 都民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え	160
(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解	
(2) 備蓄	
(3) 訓練への参加	
第7節 他県の避難住民等の受入れに関する備え	163

別紙

1	国民保護に関する業務の全体像（本文 6 ページ）	167
2	都対策本部の構成及び職務（本文 20 ページ）	168
3	各局の分掌事務（本文 21 ページ）	170
4	都対策本部長の権限（本文 22 ページ）	174
5	通信連絡系統図（本文 24 ページ、129 ページ）	176
6	被災情報の収集・報告系統（本文 34 ページ、133 ページ）	177
7	国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧（本文 37 ページ）	178
8	警報の通知・伝達の概要（本文 38 ページ）	179
9	緊急通報の発令の概要（本文 41 ページ）	180
10	事態類型と避難パターンの関係（本文 43 ページ）	181
11	避難の指示の概要（本文 45 ページ）	186
12	避難の指示の内容（例）（本文 46 ページ、48 ページ）	187
13	都による避難住民の誘導の支援等（本文 52 ページ）	189
14	全島避難の基本的な流れ（本文 61 ページ）	190
15	突発的な事態における対処の基本的な流れ（本文 64 ページ）	191
16	避難所支援本部・救援センターの役割（本文 66 ページ、71 ページ）	192
17	医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統（本文 72 ページ）	193
18	安否情報の収集・提供の概要（本文 77 ページ、134 ページ）	194
19	退避の指示の概要（本文 83 ページ）	195
20	警戒区域の設定の概要（本文 84 ページ）	197
21	消防の指揮・命令系統（本文 85 ページ）	198
22	生活関連等施設の種類の等及び所管省庁（本文 87 ページ、155 ページ）	199
23	危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧 （本文 89 ページ、118 ページ）	200

24	生活基盤等の確保に係る指定公共機関及び指定地方公共機関の措置等 (本文 98 ページ)	203
25	他道府県からの避難住民の受入れの概要 (本文 102 ページ)	204
26	テロ等が発生した場合の対処 (本文 113 ページ)	205
27	各局等が平素に行う業務 (本文 125 ページ)	207
28	物資・資材の運送体制 (本文 75 ページ、153 ページ)	210

参考資料

1	武力攻撃事態等への対処に関する法制（本文 1 ページ）	213
2	災害の種類と関連法制（本文 1 ページ）	214
3	東京都国民保護計画の体系（本文 1 ページ）	215
4	国民保護措置の実施（本文 2 ページ）	216
5	事態類型・事態例と特徴（本文 17 ページ）	217
6	想定されるリスク（参考）（本文 17 ページ）	221
7	平素から収集・管理すべき資料	222
	《避難に関する基礎的情報》（本文 146 ページ）	
	《輸送力・輸送施設について把握しておくべき情報》（本文 148 ページ）	
	《救援に関する基礎的情報》（本文 152 ページ）	
8	区市町村計画の作成基準	224
9	指定地方公共機関業務計画の作成基準	244
10	用語集	248

